

一時保護児童への学習支援事業委託事業者総合評価一般競争入札評価会議開催要綱

(目的)

第1条 大阪市こども青少年局が実施する、一時保護児童への学習支援事業における委託事業者決定のための総合評価一般競争入札を行うにあたり、学識経験を有する者の意見を聞くために、「一時保護児童への学習支援事業委託事業者総合評価一般競争入札評価会議」(以下、「評価会議」という。)を開催する。

(会議の内容)

第2条 評価会議においては、当該委託業務における総合評価一般競争入札の落札者決定基準の決定及び落札者決定基準に基づく落札者の決定について意見聴取をする必要があると述べられた場合に落札者の決定についての意見聴取を行う。

(会議の委員)

第3条 評価会議の委員には、学識経験を有する者のうちからこども青少年局長が依頼する。

(座長)

第4条 評価会議の座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、評価会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故のあるときには、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 評価会議は、必要に応じて中央こども相談センター所長が開催する。

(庶務)

第7条 評価会議の庶務は、こども青少年局中央こども相談センターにおいて処理する。

附 則

この要綱は令和4年10月13日から施行する。